

林地開発審査基準

平成12年3月31日付け 12治第60号
最終改正 令和8年8月31日付け8森保第542号

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の林地開発行為の許可に係る審査基準は、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）、森林法施行細則（昭和28年愛知県規則第41号）及び林地開発施行要領（平成12年3月31日付け12治第60号）によること。また、次の要件を満たすものであること。

なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。

第1 手続上の要件（規則第4条関係）

申請の手続については、規則第4条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認できること。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後に遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記1のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができるものとする。

- 2 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認できること。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認できること。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他

の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認できること。

(1) 防災施設等の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認できること。

(2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出し、着手前に融資証明書を提出するものとする。

- 5 申請書に開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出する等の方法により確認できること。

- 6 別記1に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付するものとする。

第2 技術的基準（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）

1 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(1) 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案

して、現地に適合した安全なものであること。

盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度(約 1.5 割)以下であること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設（暗渠工含む）の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

また、「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が 30 度(約 1.7 割)より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図 1～図 3 を参照)

(イ) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下のもの。(図 1～図 3 を参照)

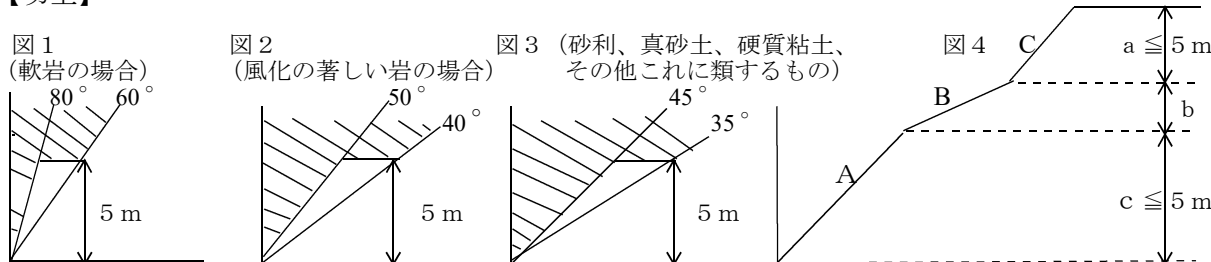
なお、この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図 4 を参照)

表 1

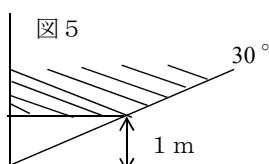
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が 30 度（約 1.7 割）より急で、かつ、高さが 1 メートルを超える場合。（図 5 を参照）

【切土】



【盛土】



アの(イ)の「なお」以下は、Bが(ア)に該当する勾配で、AとCがそれぞれ表1の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、それらの高さが5m以下である場合の高さは、 $a + c$ として算定し、 b は算入しないこととしてよい趣旨である。(Bの法面は存在しないとし、AとCの法面が連続しているとみなす。)従って、 $a + c$ が5mを超える切土である場合は、擁壁を設ける必要がある。

ウ 擁壁の構造は、次によるものであること。

- (ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

なお、法面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のウによるものであること。

(5) 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、沈砂池等の設置は、次によるものであること。

ア 沈砂池等の容量は、次の(ア)から(エ)により算出された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域 1 ヘクタール当たり 1 年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では 200 立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では 600 立方メートル、それ以外の場合では 400 立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 工事中の期間が 4 ヶ月未満のものは、4 ヶ月として計算されたものであること。

(ウ) 開発行為の終了後における流出土砂量は、原則として表 2 を標準とするが、地形、地被状態等を考慮して適切に定められたものとし、3 年間程度について想定されたものであること。

ただし、浚渫する場合は、この限りでない。

表 2

地 被 状 態 等		1 ヘクタール当たり年間流出土砂量
裸 地	3 年目まで	5 0 $\text{m}^3 / \text{ha} \cdot \text{年}$
	4 ～ 5 年目まで	2 0 $\text{m}^3 / \text{ha} \cdot \text{年}$
草 地		1 5 $\text{m}^3 / \text{ha} \cdot \text{年}$

(エ) ゴルフ場等の大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として 5 年間の流出土砂量を見込んでいること。

イ 沈砂池等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ 沈砂池等の構造は、林野庁長官が別に定める「治山技術基準」（昭和 46 年 3 月 13 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達）によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については表 3 に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表 3 に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めること。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 3

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記 1 の計画書に必要な事項を記載すること。

(6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

なお、排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。

安全率は、10 割水深時は 1.2 倍以上又は 8 割水深時は 1.0 倍以上であること。

a 排水施設の排水流量（流速は、原則としてマニング式により算出されていること。）

$$Q_2 = v \cdot a$$

$$\left(\begin{array}{l} Q_2 : \text{排水流量 (m}^3/\text{sec)} \\ v : \text{流 速 (m/sec)} \\ a : \text{断 面 積 (m}^2) \end{array} \right)$$

$$\text{(マニング式)} \quad v = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$\left(\begin{array}{l} n : \text{粗度係数} \\ R : \text{径 深 (m)} \\ I : \text{勾 配} \end{array} \right)$$

なお、流速は、原則として 0.2 ～ 6.0 m/sec とされていること。

また、粗度係数は、表 4 を参考として用いられていること。

表 4

排 水 設 備 の 種 類			粗度係数 (n)
素 掘 り	土		0.02 ～ 0.025
	砂 礫		0.025 ～ 0.04
	岩 盤		0.025 ～ 0.035
現場施工	セメントモルタル コンクリート		0.01 ～ 0.013 0.013 ～ 0.018
	粗 石	練 空 積 積	0.015 ～ 0.03 0.013 ～ 0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管 コンクリート管 コルゲートパイプ		0.011 ～ 0.014 0.012 ～ 0.016 0.016 ～ 0.025

- b 排水施設の計画に用いる雨水流出量（原則として合理式により算出されていること。）
 ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$(合理式) \quad Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$$\left(\begin{array}{l} Q_1 : \text{雨水流出量 (m}^3/\text{sec)} \\ f : \text{流出係数} \\ r : \text{設計雨量強度 (mm/hr)} \\ A : \text{集水区域面積 (ha)} \end{array} \right)$$

- (a) 流出係数(f)は、表5を参考にして定められていること。
 [面積加重平均したものを使用すること。]

表5

地表状態 \ 区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草 地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕 地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸 地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

(注) 区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、この表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

- (b) 設計雨量強度(r)は、(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- (c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表6を参考として用いられていること。

表6

流 域 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

なお、本県のr年確率で想定される雨量強度については、実測値以外の場合は原則として君島式の降雨強度式によるものであること。

$$r = \frac{b}{t^n + a}$$

$$\left(\begin{array}{l} r = 10 \text{ 年確率の雨量強度 (mm/hr)} \\ t = \text{雨水の到達時間 (分)} \\ a, b, n = \text{君島式の定数} \end{array} \right)$$

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の10年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	10 分	121	137	108	110	110
50 ~ 100 ha 以下	20 分	99	108	87	90	88
100 ~ 500 ha 以下	30 分	85	91	75	78	76

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の 20 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	1 0 分	130	149	119	123	126
50 ～ 100 ha 以下	2 0 分	110	119	98	102	99
100 ～ 500 ha 以下	3 0 分	97	102	84	89	85

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の 30 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	1 0 分	135	154	124	130	135
50 ～ 100 ha 以下	2 0 分	116	125	103	109	106
100 ～ 500 ha 以下	3 0 分	103	107	90	95	91

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

〔 土地改良事業（草地を開発する場合を含む。）における設計雨量強度の算出に用いる単位時間は、「土地改良事業設計基準(排水)」(昭和 53.9.12 付け農林水産事務次官依命通達及び構造改善局長通達) の 3・5・1 の解説の(2)に基づいて算出された洪水到達時間を用いても差し支えない。 〕

(7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア 森林地域において開発が行われると流出係数の増加及び排水施設の整備により雨水の流下集

中が早くなるため、洪水到達時間が短縮されることにより、洪水時のピーク流量が増大することが想定される。

このため、下流の既設の排水施設や河川等の流下能力を高める必要があるが、やむを得ない事情により改修等ができない場合には、洪水調節池を設置するものとする。

イ 洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

(ア) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には、50 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中及び開発後における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、(5)のアによるものであること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に 5 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

(イ) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 200 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の 1.2 倍以上であること。

ただし、200 年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100 年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(ウ) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(エ) 洪水調節池等を設置し、既設の排水施設又は河川等に排水する場合にあっては、あらかじめその管理者と十分連絡調整されていること。

(オ) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(カ) 第 2 の 2 の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 2 項第 1 号及び同項第 1 号の 2 のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア、(7)のイの(ア)及び(イ)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(10) 仮設の防災施設等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、沈砂池、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。

(11) 防災施設等の維持管理

ア 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

2 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、洪水調節池の設置は、次によるものであること。

(1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には、50年確率

で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1の(5)のアによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1の(7)のイの(ア)によるものであること。

- (2) 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には50年確率を用いること。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。（河川等の管理者との打合せ記録簿を添付すること。）

- (3) 余水吐の能力は、1の(7)のイの(イ)によるものであること。
- (4) 洪水調節の方式は、1の(7)のイの(ウ)によるものであること。
- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- (6) 第2の1の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- (7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

- (8) 仮設の洪水調節池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。

- (9) 洪水調節池等の維持管理

ア 開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

3 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(3) 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

(4) 貯水池等の維持管理

ア 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

4 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

なお、残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、別記２の「森林の配置等」の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」によるものとする。

また、残置森林等は、別記２の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記２に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記２に準じて適切に措置されていること。

イ 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、表７を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。

なお、切土・盛土法面に植栽する場合は、勾配が３０度（約１．７割）以下の箇所に限る。

また、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ１ヘクタール当たり５００本～１ヘクタール当たり１,０００本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表 7	樹 高	植栽本数（１ヘクタール当たり）	備 考
	１メートル以上	２,０００本	高木性樹種
	２メートル以上	１,５００本	
	３メートル以上	１,０００本	

ただし、表７の基準により植栽した樹木が枯損のおそれがある場合は、表８の基準でも差し支えない。

表 8	樹 高	植栽本数（１ヘクタール当たり）	備 考
	0.45メートル以上	３,０００本	高木性樹種

ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないものとする。

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為については、景観の維持上問題を生じないように、開発行為の対象地（土捨て場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき適切な配慮がなされていること。

(4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましい。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めるものとする。

第3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、第1及び第2によるほか、別記3の事項によるものとする。

第4 開発行為の一体性

- 1 開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては上記によるほか、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定状況も考慮の上、判断するものとする。

第5 開発行為に係る完了確認等

- 1 緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置については、植生が定着しないことが見込まれる場合で、緑化等の措置後 1 年程度経過した時点の植生状態の植被率等による確認及び、その後少なくとも 1 年間程度の経過観察による定着状況の確認を知事から求められたときは、これに応じるものとする。また、その結果、植生が定着していないと判断される場合には、必要に応じて再度緑化等の措置を講じるものとする。
- 2 法第 10 条の 2 第 4 項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付された場合には、県が当該防災施設等が計画書の内容のとおり設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないものとする。仮に、県による当該確認を経ずに当該特定の開発行為に着手した場合、その着手の時点において防災施設等が計画書の内容のとおり設置されていなかったことが明らかになった場合には、法第 206 条第 2 号の罰則の対象となり得る。

また、施行状況の定期的な報告を行うとともに、こうした防災施設等の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設等の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域ごとの確認、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間の確認が可能となるよう、開発行為の施行状況に応じた中間報告を随時行うものとする。

第6 関係市町村長の意見（森林法第10 条の 2 第 6 項関係）

知事が関係市町村長あてに行った意見聴取の結果、調整すべき意見がある場合は、当該意見への対応状況を知事に提出するものとする。なお、関係市町村長が意見聴取に応じるに当たり、必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することがありうる。その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供する必要が生じた場合は、提供することについて別途関係市町村長から申請者に対し同意を得ることとする。

また、関係市町村長から法第 10 条の 2 第 2 項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について申請者から関係市町村長へ説明し、知事へ報告するものとする。

第7 その他

次に掲げる事項について確認できること。

- 1 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的を実現するため適正な面積であることが明らかであること。

2 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるもので工区を区切って申請する場合には、全体計画との関連が明らかであること。

3 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における造林等の実施による原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

4 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

5 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

第8 経過措置

この審査基準は、令和8年9月1日以降に許可申請（変更許可を含む）を行うものに適用する。

また、令和8年8月31日までに従前の基準で許可を受け、令和8年9月1日以降に変更許可申請を行うものについては、申請時点において既に施工中又は施工済であって変更が著しく困難な施設に限り、従前の基準により取り扱うことができるものとするが、第2により再検討のうえ、必要に応じて施設の拡大・追加等の措置を講ずるものとする。

別記 1

開発行為の許可の申請書に添付する書類について

規則第4条第1号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第2号に規定する開発行為に関する計画書、同条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに様式告示の様式1中注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、以下のとおりとする。

1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町・大字又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

3 計画書

計画書の内容は次に掲げるとおりとする。

ただし、計画書の図面については、一枚で複数の図面の内容を記載できるときは、図面の名称をそれぞれ記入し、兼ねることができるものとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の形態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画平面図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災等計画平面図（防災施設の位置・規格・規模等、切土・盛土・捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (8) 防災施設等設計図（防災施設等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (9) 建築物等の概要図
- (10) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (11) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (12) 開発行為の施行工程（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記述するこ

と。)

(13) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

(14) 防災施設等の維持管理の方法

ア 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。

(ア)点検のスケジュール（点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「〇月」、点検頻度は「〇か月ごと」のように具体的に付すこと（「洪水期に〇回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること。)

(イ)個別の点検項目（防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。)

(ウ)点検結果に応じて必要となる対応（損傷個所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。)

(エ)点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記載方法（点検又は対応した箇所ごとに記録すること。)

イ 開発行為の完了後における維持管理の方法をアと同様に記載すること。

(15) その他参考となる事項

4 資力及び信用があることを証する書類

資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。

(1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。)

(2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。)

(3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

(4) 納税証明書

(5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。)

(6) 法人の登記事項証明書

(7) 定款（法人の場合）

(8) 住民票等（個人の場合）

(9) 森林法第 10 条の 3 第 1 項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

5 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設等の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。

(1) 建設業法許可書（土木工事業）

(2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。)

(3) 預金残高証明書

(4) 納税証明書

(5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）

(6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。)

別記 2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為 の目的	事業区域内において残置 し、若しくは造成する森 林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 %以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね 30 %以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上)を配置する。 - ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20 メートル以上)を配置する。
宿泊施設、 レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 %以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 - レジャー施設に係る開発行為の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 %以上とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率(緑地を含む。)はおおむね 20 %以上とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の「開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね 25 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 15 %以上) 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね 60 %以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合、4 のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上 40 ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。
------------	---	--

(注) 1 残置森林率及び森林率とは、次のものをいう。

- (1) 「**残置森林率**」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林（開発行為をしようとする森林（地域森林計画対象民有林区域内））の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率}(\%) = \frac{\text{残置森林面積（15 年生以下の若齢林を除く）(ha)}}{\text{事業区域内の森林面積（開発行為をしようとする森林）(ha)}} \times 100$$

- (2) 「**森林率**」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

$$\text{森林率}(\%) = \frac{\text{残置森林面積(ha)} + \text{造成森林面積(確実な成林が見込まれるもの)(ha)}}{\text{事業区域内の森林面積（開発行為をしようとする森林）(ha)}} \times 100$$

2 開発行為の目的別区分等は、次のとおりとする。

- (1) 「**別荘地**」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) 「**ゴルフ場**」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。
- (3) 「**宿泊施設**」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。

なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含めて取り扱うものとする。

- (4) 「**レジャー施設**」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体のものを除く）等の体験娯楽施設その他の観光、保養等

の用に供する施設を指すものとする。

(5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとし、再生可能エネルギー発電施設（太陽光を除く）、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等を含むものとする。

(6) この表に掲げる開発行為の目的以外の実施行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、上記の区分に準じて取り扱うものとする。なお、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

3 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね 20 ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

4 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

5 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる森林以外の土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園、緑地、広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

6 住宅団地の造成に係る「緑地」を分譲区画内に配置する場合は、「残置する森林等に関する誓約書」に加えて、分譲後も保全されることを担保する書類の提出が必要。（例：市町村の認可を受けた建築協定、分譲契約の特約（未契約時は特約案を提出、契約後に写しを追加提出））

7 太陽光発電設備の設置については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするものとする。

8 太陽光発電設備の設置に係る「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

別記 3

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等

第 1 事業終了後の措置

太陽光発電事業終了後に原状回復等の事後措置を行う計画がある場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることとし、申請書にその内容を記載するものとする。

また、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、原状回復等する旨を盛り込むことが望ましい。

第 2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

別紙第 2 の 1 の (1) の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を、表 5 によらず、伏工等による地表保護措置が行われることを考慮した上で、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地 表 状 態 \ 区 分	浸 透 能 小	浸 透 能 中	浸 透 能 大
太 陽 光 パ ネ ル 等	1.0	0.9～1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第 2 の 1 の (6) のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流

へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。

また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

防災や景観の観点から、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めることとし、申請書にその取組の実施状況を記載するものとする。

2 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に残置森林等を適切に配置したとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネルやフレームなど施設の色彩等を含めて景観に配慮することが望ましい。